

連絡先：国土交通省航空局

監理部航空事業課

電話：5253-8706（内線 48502）

平成14年9月18日
国土交通省

我が国航空市場競争環境整備プログラム（概要）

（1）羽田空港発着枠

これまでの優先配分

新規航空会社枠 25便（うち3社が18便を使用）

競争促進枠 9便（うち1社が3便を使用）

再配分前の優先配分

平成17年2月の再配分の前に発着枠の増加が可能となる場合には、新規航空会社の参入促進又は事業拡大に優先的に配分。

再配分時の優先配分

平成17年2月の再配分時に、今後の新規航空会社の事業拡大のための発着枠を拡充

（2）空港施設の利用

カウンター、搭乗橋等の提供に向けてのこれまでの措置

大手航空会社による「競争促進枠」未使用分の暫定使用と交換に、新規航空会社に対して、カウンター、搭乗橋等を提供。

スカイマーク カウンター：全日空との並びにカウンターを設置（11月～）
 搭乗橋：3便分搭乗橋を使用（10月～）

エアドゥ カウンター：全日空との並びにカウンターを設置（2月～）
 搭乗橋：3便分搭乗橋を使用（10月～）

スカイネット・アジアについては、本年9月より羽田空港ターミナルビル直近のスポットを提供済み。また、本年11月より宮崎空港では全便搭乗橋が利用可能になる予定。

スポットの優先配分

平成15年より各航空会社が同様の使用状況となるよう、空港スポットの調整を実施。特に、羽田空港においては、原則として、新規航空会社に対して6便分まで優先的に固定スポットを提供。

カウンター等利用に関する協議ルールの設定

カウンター、事務所等、空港ターミナルビルの利用に関する協議ルールを設定。

格納庫用地等の確保

新規航空会社が希望する施設で、空港内に必要であると判断できるもの（格納庫用地等）は、可能な範囲で確保。

（3）航空従事者の技能の再活用

求人情報の提供

平成15年より（社）全日本航空事業連合会に新規航空会社等の求人情報を集約し大手航空会社に提供することとする。

加齢乗員の年齢要件等の見直しの検討

国際的動向、医学的見地等を踏まえて、63歳未満に制限されている加齢乗員の年齢要件等の見直しを検討。

(4) 融資

新たな財投要求

新規航空会社の参入、事業拡大等のための日本政策投資銀行の融資を要求。

(5) 運賃

運賃動向の監視

新規航空会社が就航する路線の運賃動向を注視し、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがある場合には、適切な対応措置を発動。

「発券日において有効な運賃」の導入

当分の間、新規航空会社の参入している路線について新規航空会社及び大手航空会社に対して「発券日において有効な運賃」の導入を提案。

(6) 販売予約体制

販売予約に関する連絡体制の整備

(社)日本旅行業協会及び(社)全国旅行業協会に新規航空会社の連絡体制を整備。